

輸出国事前調査について **(南アフリカ共和国)**

1. 調査期間等

- (1) 時期: 平成 25 年 8 月
- (2) 内容: 南アフリカ共和国における食品衛生管理体制の制度調査
- (3) 対象: 農林水産省 (DAFF)、検査業務総局(DIS)、保健省(DoH)、
国家規制管理局(NRCS)、生鮮食品輸出管理委員会(PPECB)、
南アフリカ度量衡基準局(SABS)

2. 調査結果(概要)

(1) 南アフリカ共和国政府の組織構造及び所掌業務

南アフリカにおける食品管理に関する方針の策定や法案の制定については、農林水産省 (DAFF)、保健省 (DoH) および貿易産業省 (Dti) の 3 政府機関が直接責任を負っている。食品の安全については、農林水産省 (DAFF)、保健省 (DoH) および貿易産業省 (Dti) の共同責任である。

① 農林水産省(DAFF)

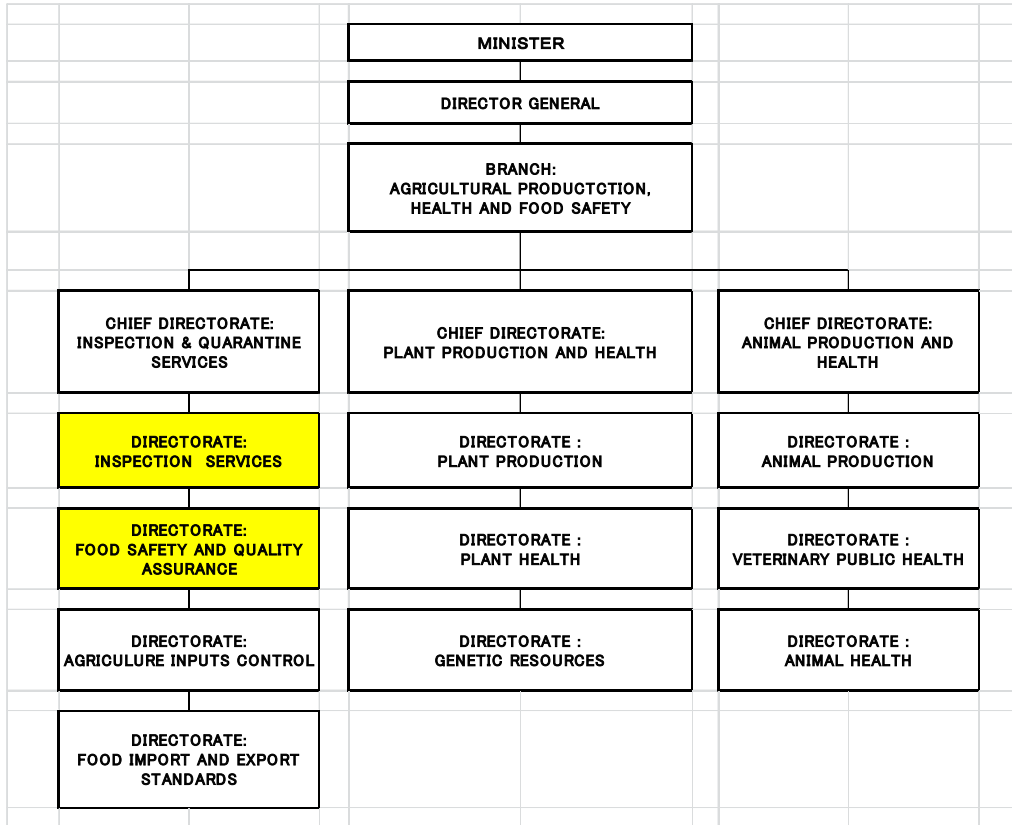
DAFF は植物生産、植物衛生、植物性生産物の食の安全及び品質に関する法律、政策、戦略の制定や国の規制を実施する所管官庁である。食品管理に関する事項、特に輸出および地場消費向けの植物性生産物に対する食の安全管理は、農業生産、衛生、食品安全部門で行っている。部門での戦略的目的は、植物生産、植物の害虫、遺伝子組換え生物(GMO)に関するリスクと農業生産に使用する植物保護製品の規制を管理し、確実な食品の安全、食糧の安全保障、人間の健康について保護及び増産して持続可能な農業生産環境の生成を行うことである。

DAFF には、植物生産衛生総局、動物性生産衛生総局、検査検疫総局の 3 つの理事長から成る 3 総局がある。

検査検疫総局の中には食品安全・品質保証総局や、検査業務総局(DIS)等の複数の総局がある。

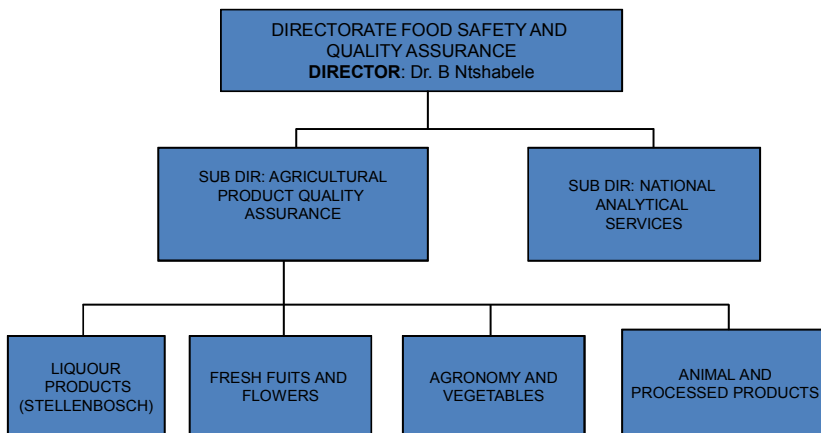
食品安全・品質保証総局では食品の安全と農産物の品質保証を規制し促進しており、植物性農産物に関する食品事業者の登録等も行う。「農産物品質保証(APQA)」、「検査業務(NAS)」に部門が分かれ、APQA では新鮮果実や生花、作物果実と野菜、酒類と家畜や加工品に対する規範及び基準を制定し、食品安全と農産物の品質保証を規制している。

● DAFF 組織図



● 食品安全・品質保証総局、構造図

DAFF – DIRECTORATE STRUCTURE



②検査業務総局(DIS)

DAFF における総局の1つ。輸入港でのリスク管理検査・監査業務、国内の植物衛生リスク管理検査・監査業務、国内の植物検疫と診断業務および動物検疫と検査業務を行い、農業法令や農産物のリスク管理への適合性を保証する。

また、南アフリカ国境を越える生産物の移動管理も行っており、いくつかの政府省庁と緊密に連携している。総局は輸入港管理(PEPC)、国内植物及び植物製品検査業務(NPPPIIS)、植物衛生診断業務の3つの副総局に分かれている。

PEPC は更に港湾5箇所、空港5箇所、陸上国境 16 箇所に、NPPPIIS は4つの州の地域別に分かれている。DIS には内部監査課が設けてあり、DAFF やその代理機関(PPECB 等)に対するシステム及びライン機能監査の実施も担当している。

③保健省(DoH)

DoH の食品管理の役割は以下のとおり。

- A) 食品安全、食品表示・関連事項に関する法令の施行・集成・公布
- B) 全体的及び具体的な食品監視計画の策定・調整・評価と食品安全警告の管理
- C) 州や地方当局での食品の法的措置に対する監査・支援
- D) 企業、消費者、他の政府省庁など利害関係者への食品安全性や関連事項に関する情報提供、教育、話し合い(IEC)
- E) Codex 委員会、国際食品安全当局ネットワーク (INFOSAN: International Network of Food Safety Authorities)、食品・資料緊急警告システム (RASFF: Rapid Alert System for Food and Feed) の連絡窓口
- F) DAFF の要請だけでなく汚染物質、添加物、MRL 等の要求に応じた農薬やバイオ技術食品のリスク評価を JECFA や JMPR が行った評価に基づいて審査する。なお、残留農薬の MRL は南アフリカ独自のものを設定し運用しており、基準値設定の無い農薬は使用が禁止されている。(但し、輸入品については Codex の基準に適合していれば輸入は可能。)

DoH の主な管理の対象としては、DAFF(農林水産省)と NRCS(貿易産業省)に属さない輸出品である加工食品となる。加工工場は大小に関係無く全て認定制となっており、認定には HACCP の取得が必要となる。

④国家規制管理局(NRCS)

NRCS は貿易産業省(Dti)に属している。人間の健康と安全、環境を保護する規格に基づく強制規格などの技術規則を管理する公共団体。NRCSでは、水産物や缶詰に対する食品安全規則への適合性を保証することにより消費者の健

康と安全を保護する。動物についての輸出入の規定や、テストの承認、水産衛生等の実施から成る5つの部署、3つのラボ(CENASA,CPA,CENAPA)を所有し、そこでワクチンや診断、BSE や動物用医薬品の検査等を実施する。

⑤生鮮食品輸出管理委員会(PPECB)

1926 年から続く政府の公的機関。DAFF より権限を移譲されている準国営機関である。PPECB は輸出予定の農産物に対する最終検査、食品管理監査、輸出証明を行う。PPECB にはいくつかの農産物や食品に対する輸出品の品質検査、輸出品の食品安全監査、輸出証明、低温流通管理を行う法的役割がある。

PPECB には現在、195 の検査グループ、約 352 名の正規職員がおり、当局の検査官として活動している。

⑥南アフリカ度量衡基準局(SABS)

SABS は基準法 1945 年(1945 年法律第 24 号)により設立された公的機関で、日用品やサービス提供に関する標準化や品質を促進し、維持管理するために設立された。基準に基づく製品やサービスの検査と認定を行う。

食品中の残留農薬等の分析(一斉分析+個別分析)も実施しており、優良試験所規範(GLP:Good Laboratory Practice)を導入し、ISO17025 も取得している、HPLC、GC/MS 等の検査機器を所有し、LC/MS/MS、GC/MS/MSを導入予定である。主に国から依頼のあったものを分析しているが、一般企業等からも依頼があれば受け付けている。野菜や果実類の分析が中心だが、土や水の分析も行っている。残留農薬の分析部門は全体で約 20 名のスタッフがいる。

(2)南アフリカ共和国における主な食品衛生関連法規等

①農産物基準法(APS 法)(Agricultural Product Standards Act No,119 of 1990)

農産物の販売と輸出の管理、特定輸入農産物の管理について規定された法律。対象は地元販売品及び輸出入製品。DAFF が担当し、PPECB が実施する。農産物に対する規格と規則、定期的な改正、農産物の品質基準等の食肉・乳製品・農作物・特定缶詰製品・青果物等の製品規格の取り決め。

②食品、化粧品、殺菌剤法(Foodstuffs,Cosmetics And Disinfectant Act No,54 of 1972)

DoH が実施。保存料、酸化防止剤などの食品添加物、かび毒の許容値、食品の放射能、放射線照射食品、動物用医薬品及び農薬の最大残留基準値、HACCP 関連等の事項を対象としている。

③肥料、農場飼料、農薬及び動物医薬品法(Fertilizers,Farm Feeds,Agricultural Remedies and Stock Remedies Act No,36 of 1947)

DAFF が担当。肥料、農場飼料、農業保全、動物保全、植物の消毒、害虫駆

除作業の登録。また、肥料、農場飼料、農薬、動物用医薬品の使用に対する規制や禁止を目的としている。具体的には農産物の登録及び解除、農場飼料の調整、肥料・飼料・農薬・動物用医薬品の販売や輸入、作物生産の病害虫予防等を対象として定めている。

④基準法(Standards Act No,29 of 1993)

貿易産業省が担当し SABS が実施。実験室の評価、実施規則、検体の分析・検査、標準方法等が対象となる。

(3)南アフリカ共和国における食品衛生管理

DAFF 及び PPECB による農産物の食品衛生管理は以下のとおり。

A) 輸出

南アフリカにおいて、農産物の輸出については、DAFF より権限譲渡されている PPECB により管理が行われる。

いくつかの農産物や食品に対する輸出品の品質検査、輸出品の食品安全監査、輸出証明、低温流通管理を実施することとしている。また、国内及び輸出先国の要件に基づいた MRL への適合性を検証することにより輸出食品の食品安全リスクを管理することを目的とした残留物のモニタリング計画がある。

モニタリングは試験室の分析量を考慮しながら無作為に検体を採取する。また過去に不適合事例を出した食品事業者であるか否か等のリスクの状態に従い、さらに検体採取の優先順位が決められる。

残留農薬の分析はプレトリアとケープタウンにある政府の国立分析センターで実施される。この2センターは公的な検体の分析だけを行い、業者の私的な検体の分析は行わない。

アフラトキシンの管理については、落花生のアフラトキシンの基準値は Total で 10ppb とされているが、加工品については 15ppb と定められている。落花生の加工工場は全て承認制となっており、どんなに小さな加工工場でも HACCP の取得が義務となっている。輸入国から輸入が拒否された場合には輸出制裁がされ、調査が行われる。結果次第では輸出産品から除外される。

落花生の一時生産品は収穫後、検査場に送られるが、PPECB の検査員により、収穫の土壌や場所、シーズン、天候(雨の有無)、収穫後の保存や乾燥場、湿度(7%の湿度保持の義務がある。)について記録・管理がされている。分析についてはマイコトキシン分析試験機関(PPECB 試験検査センター)で、主に穀類に対するアフラトキシン(G1、G2、B1、B2)の検査を実施している。当該センターはマイコトキシン検査に対する ISO/IEC17025 への正式認可を受けており、HPLC を用いた分析等を行っている。

残留農薬やアフラトキシン等の分析に問題が無いことが確認された後に輸出

証明書が発行され、輸出される。

B) 輸入

南アフリカにおける輸入食品については、食品、化粧品、殺菌剤法に基づき管轄は DoH だが、輸入管理は DoH に代わり州当局が行う。

また港における植物検疫及び動物検疫は DAFF の所管となり、DAFF の中の IS における輸入港管理空港・港湾・国境(PEPC)が担当しており、10 箇所の国際空港、7箇所の国際港、55 箇所の陸上国境に取り締まるための検査施設がある。

輸入業者は「税関申告書」(B.o.E)または電子文章で税関(S.A.Customs)に申請し、税関は禁止リストに従って、港湾保健局員(PHO)に通知する。大口貨物(F.C.L)か小口混載貨物(LCL)かで出続きは変わるが、PHO により監視・検査等が実施される。

3. 参考法令(URL リンク)

- ・ Agricultural Product Standards Act No,119 of 1990(農産物基準法)(APS 法)
[http://www.daff.gov.za/doaDev/sideMenu/acts/6%20Agric%20Product%20Standards%20No119%20\(1990\).pdf](http://www.daff.gov.za/doaDev/sideMenu/acts/6%20Agric%20Product%20Standards%20No119%20(1990).pdf)
- ・ 食品、化粧品、殺菌剤法(Foodstuffs,Cosmetics And Disinfectant Act No,54 of 1972)
[http://www.nda.agric.za/doaDev/fisheries/03_areasofwork/Aquaculture/AquaPolGuidLeg/Legislation/FoodstuffsCosmeticsDisinfectantsAct54of1972.pdf#search=Foodstuffs%2CCosmetics+And+Disinfectant+Act+No%2C54+of+1972'](http://www.nda.agric.za/doaDev/fisheries/03_areasofwork/Aquaculture/AquaPolGuidLeg/Legislation/FoodstuffsCosmeticsDisinfectantsAct54of1972.pdf#search=Foodstuffs%2CCosmetics+And+Disinfectant+Act+No%2C54+of+1972)
- ・ 肥料、農場飼料、農薬及び動物医薬品法(Fertilizers,Farm Feeds,Agricultural Remedies and Stock Remedies Act No,36 of 1947)
[http://www.daff.gov.za/doaDev/sideMenu/acts/14%20Fertilisers,%20Feeds,%20Agric%20&%20Stock%20Remedies%20No36%20\(1947\).pdf](http://www.daff.gov.za/doaDev/sideMenu/acts/14%20Fertilisers,%20Feeds,%20Agric%20&%20Stock%20Remedies%20No36%20(1947).pdf)
- ・ 基準法(Standards Act No,29 of 1993)
http://www.saflii.org/za/legis/num_act/sa1993112/

以上